

# 最近の年金関連トピックス

---

平成29年7月

# 目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 企業年金制度改正に関する動き	
1-1. 第4回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について	… 4
1-2. 第5回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について	… 6
1-3. 第6回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について	… 8
1-4. 第7回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について	… 10
1-5. 第8回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について	… 12
2. 退職給付会計関連	
2-1. ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」 議論を再開	… 15
2-2. 平成29年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果	… 16
2-3. ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」 議論再開その2	… 19
3. その他	
3-1. 厚年本体の平成28年度運用実績(弊社推計値)について	… 21
3-2. 人事院「民間の退職金及び企業年金の調査結果」公表について	… 23
3-3. 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について(平成29年度)	… 24
3-4. 平成29年3月末の企業年金の資産残高等について	… 26
4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成29年4月～平成29年6月)	

※ 平成29年4月～平成29年6月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 本資料掲載のトピックス

## 《確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について》 ⇒P.4～13

平成28年6月3日に、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律(以下、DC等改正法)」が公布されましたが、DCの運用改善に関する項目についての施行日は公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされ、運用商品提供数の上限等は政省令等で定められることとされました。

そのため、社会保障審議会企業年金部会の下に「確定拠出年金の運用に関する専門委員会(以下、専門委員会)」が設置され、平成29年2月14日(第1回)より検討が行われてきました。

専門委員会では、主に「運用商品提供数の上限設定」と「指定運用方法(デフォルト商品)の基準の明確化」についての検討が行われました。これは、加入者の商品選択を容易にし、自らの退職後の資産形成を推進していくための支援策です。

第4回(4月5日)までの関係団体ヒアリングを踏まえ、第5回(4月18日)では運用商品提供数の具体的な上限数と、デフォルト商品基準についての議論が行われ、実際の運用商品提供数と不指図率(指図をしなない割合)の関係等を踏まえ、第6回(5月10日)では事務局から「運用商品の提供数を35本とする」などの案が提示されました。専門委員会での議論の末、概ね事務局案で了承され、第7回(5月19日)には報告書案が提示され、一部文言等の修正が加えられた後、第8回(6月6日)で「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書～確定拠出年金の運用商品選択への支援～」が承認されました。今年2月から約4カ月にわたり開催されてきた専門委員会は第8回をもって閉会となり、親委員会である社会保障審議会企業年金部会への報告を経て、政省令等の改正が行われる予定です。

## 《平成29年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果について》 ⇒P.16～

企業の決算発表は徐々に早期化が進んでいます。しかし、速報性が重視される一方で、決算発表時に公表される決算短信での開示情報は簡素化されつつあります。例えば、注記に関しては重要性を勘案して開示を省略することが認められており、残念ながら退職給付に関してはほとんどの企業が注記を省略しているのが実情です。したがって、退職給付に関して決算短信から得られる情報は限定的ではありますが、積立状況や数理計算上の差異の発生状況等を分析しています(P16)。

2016年度に関しては、パフォーマンスが順調で年金資産は増加したと考えられます。一方、期末の金利は前年度比小幅の変動(若干の上昇)にとどまり、退職給付債務の増加は抑えられたと考えられ、結果的に主要企業の積立状況は改善しています。また、年金資産のパフォーマンスは、期待運用収益率(2015年度並みと仮定すれば2%弱)を上回ったため、数理計算上の差異(利益)も発生しています。全般的に退職給付の状況は改善に向かっていると言えます。

なお、詳細な分析は有価証券報告書の提出後に改めてご案内します。

# 1. 企業年金制度改革に関する動き

---

# 1-1. 第4回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

- ・「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」について、前回に引き続き、関係団体からヒアリング

～以下、メールマガジン「第4回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について(4/5)」  
転載～

4月5日、第4回確定拠出年金の運用に関する専門委員会が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

## <本日の議論の内容>

- (1)「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」等についての議論を行うための運営管理機関連絡協議会からの業務運営の実態ヒアリング(主な内容は以下のとおり)
  - ・運用商品選定数や構成の決定にあたっての考え方、具体的手順やラインナップの見せ方、運用商品の追加・除外手順
  - ・ラインナップに同じような商品を複数並べる理由(定期預金や保険商品については商品性や商品提供機関の違い、投資信託等についてはベンチマークの別や大型株、中小型株等の投資対象の違い等)
  - ・商品除外に関して想定される問題点(除外対象商品の選定基準、事務負荷及びコスト、将来の収益機会の損失に対する責任等)
  - ・デフォルト商品の選定にあたっての考え方
  - ・デフォルト商品の実態(元本確保型を設定しているプランが96%超)
- (2)第2回・第3回で行ったヒアリングでの意見等の再確認

## <各委員からの主な意見>

- ・法改正の主旨を踏まえ、規制を緩めすぎないようにすることも必要である
- ・商品数の上限については法令で上限を定めることとされていることを念頭に置き、投資教育のあり方も含めて議論する必要がある
- ・DCの意義は老後の資産形成であり、専門性の高いアクティブ商品等をどこまで入れる必要があるかは議論が必要である

## <今後の予定について>

これまでのヒアリング結果等を踏まえ、具体的な「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法の基準」についての検討が行われる予定です。なお、次回開催時期等は明らかにされておりません。

## <参考資料>

◎当専門委員会に関する資料については以下をご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

◎法律の概要「三菱UFJ年金ニュースNo.410「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布」」

# 1-1. 第4回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

<ご参考: 前回までの関係団体ヒアリングで提示された主な意見>

## 【運用商品提供数の上限について】

(第2回) 日本証券業協会、投資信託協会、信託協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会

- ・労使合意した商品数を上限とする特例を認める
- ・政令で規定する商品上限数は余裕のある数とし、望ましい商品提供数は法令解釈通知等で示す
- ・企業型と個人型の商品上限数は分けて考える必要がある
- ・ターゲットイヤー型やバランス型等、パッケージで提示されている運用商品は1本として数える
- ・企業合併(DC制度の統合)等の際には一時的な上限超過を許容する
- ・新規マネーの受入を停止した場合には商品本数として数えない
- ・受給開始時のみに選択できる年金開始後商品については商品本数として数えない

(第3回) 日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、森田人事労務事務所みらい女性倶楽部

- ・企業型は労使での決定が尊重されるべきであり、現在実施されている実態に則し、加入者の混乱を招かないような検討が必要
- ・一律による規制は望ましくなく、労使合意により具体的な上限を定める選択の余地を残すべきである
- ・政令で定める数とは別に、十分な情報提供や投資教育など加入者の理解促進に努める場合には労使合意で定める商品数を認めるべき
- ・中小企業では投資教育がしっかりできるのであれば問題ないが、商品数が多すぎると加入者は迷うかもしれない
- ・中小企業はパッケージ化された総合型DCへの加入が多く、総合型DCのパッケージの中身をどのように考えるかがポイント(指定運用方法についても同様)
- ・個人型は加入者に幅広い選択肢が引き続き提供されるよう検討が必要
- ・個人型は投資の経験がない人が多いと考えられるため、商品選択に迷わないように少ない方が望ましい

## 【指定運用方法(デフォルト商品)の基準について】

(第2回)

- ・投資信託商品の適用を検討するとともに、多様な労使ニーズの実情に合わせて元本確保型商品もデフォルト商品に入れる
- ・長期的資産分散を期待できる運用商品であるべきであり元本確保型商品はデフォルト商品に該当しない

(第3回)

- ・労使での決定が尊重されるべきであり、元本確保型が選好されている実態を踏まえた検討が必要
- ・元本確保型を含め、労使の実情を踏まえて、柔軟な制度設計を阻害しないよう、幅広く選択できるようにすべき

# 1-2. 第5回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

- ・「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」について、事務局が論点を整理

～以下、メールマガジン「第5回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について(4/18)」  
転載～

4月18日、第5回確定拠出年金の運用に関する専門委員会が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

## <本日の議論の内容>

### (1)論点整理

第2回から第4回までの関係団体ヒアリングを踏まえ、運用商品の上限及びデフォルト商品基準等について、事務局から以下の論点整理がなされました。

#### ・運用商品選択への支援

加入者が継続的に選択をしやすくするための支援を行う必要があり、その観点から運用商品の上限を定めるとともに商品提示方法を工夫することが重要。また、運用商品の数え方や運用商品除外の際に実務上留意すべき点、運用商品の提供に当たって併せて講じる措置について議論が必要。

#### ・運用商品を選択しない者への支援

DCは本来は加入者自身で運用商品を選択し、運用を行うことが重要である。運用商品を選択しない加入者が適切な手続きを経て指定運用方法において運用を継続する支援を行うと共に、当該加入者には自身の指図の運用に早期に切り替えるように働きかけることが重要である。また、指定運用方法の適用に際しては、運営管理機関や事業主はどのような対応を行うべきか、運用の指図をしない者に対して継続的にどのような働きかけをするかについての検討が必要。

#### ・運用に関する支援強化

加入者本人の主体的な運用を支援するために、運用商品数や具体的な選定、指定運用方法の設定、投資教育、運用指図をしない者への対応や運用商品除外等に関して、労使や運営管理機関等の今後の取組はどのようにあるべきかの議論が必要。

### (2)運用商品の上限についての議論内容

#### (事務局説明)

・統計上、運用商品提供数が36本以上になった場合に不指図者の割合が急増

#### (委員からの主な意見)

・運用商品の数え方については、ターゲットイヤー型投資信託はまとめて1本として数えるが、バランス型投資信託(株30%、株50%、株70%)などはそれぞれで1本として数えるべきである

・事務局から提示された統計結果を踏まえ、運用商品の上限数は35から40本程度とするのがよい

・40本では多過ぎ、DCは一般の資産運用と異なり、投資未経験者が多く、老後の資産形成を目的としている主旨を踏まえ、シンプルな商品数とするのがよい

・商品数は少ない方が選びやすいという共通認識を持ったうえで、現状の商品数を考慮し、適正本数に対してある程度の余裕を持たせた上限数を設定するのがよい

・加入者が選びやすくするための商品の提示方法の工夫も必要

# 1-2. 第5回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

## (3)指定運用方法(デフォルト商品)の基準についての議論内容

### (事務局説明)

- ・DCは本来は加入者自身で運用商品を選択するものであり、デフォルト商品はあくまで選択しない加入者に対する一時的な運用商品であり、運用の指図をしない者に対しては、自身の指図の運用に早期に切り替えるように継続的に働きかけることが重要

### (委員からの主な意見)

- ・本来は加入者自身が商品選択すべきで、デフォルト選択者が多い状況は望ましいものではない
- ・デフォルト商品で長期間運用すべきではない
- ・デフォルト商品は、実際に商品を選択できない加入者に対して適正な商品を提示するもので、加入者にふさわしい(無難な)商品とすべき

### <今後の予定について>

本日の議論等を踏まえ、「運用商品の上限」及び「指定運用方法の基準」等について、引き続き検討が行われる予定です。なお、次回開催時期等は明らかにされておりません。

### <参考資料>

◎当専門委員会に関する資料については以下をご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

◎法律の概要「三菱UFJ年金ニュースNo.410「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布」

[https://safe.tr.mufig.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews\\_2016\\_140.pdf](https://safe.tr.mufig.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2016_140.pdf)



# 1-3. 第6回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

- ・「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」に関する事務局案は大筋合意の方向へ

～以下、メールマガジン「第6回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について(5/10)」  
転載～

5月10日、第6回確定拠出年金の運用に関する専門委員会が開催されました。前回までの議論を踏まえ、商品提供数の上限及びデフォルト商品基準等について事務局案が提示されました。提示された事務局案に対して、大きな反対意見はなく、大筋合意の方向で議論が行われました。

## <提示された事務局案>

### (1)商品提供数の上限について

- ・企業型DCの商品提供数の上限を「35本」とする。また、個人型DCについても企業型DCと同水準を上限とする。なお、法令上、商品提供数の上限が設定されても、上限一杯まで設定するというのではなく、企業及び従業員が真に必要なものに限って運営管理機関と労使が主体的に設定する。
- ・運用商品の数え方については、現在、運用の指図を行う対象ごとに1本ずつ数えているが、加入者が選択するものが一意に決まるターゲットイヤー型のみ、まとめて1本と数える。
- ・加入者が運用商品の選択をやすくするため、従来の個々の商品の選定理由に加え、運用商品の全体構成に関する説明を行うなど、運用商品の見せ方を工夫する。

### (2)デフォルト商品基準について

- ・DC法改正後のデフォルト商品規定は、運用商品の内容ではなく目的を定めたものであり、法の目指す目的を踏まえ、加入者集団のリスク許容度や期待収益等を労使・運営管理機関等で考慮・検討し、デフォルト商品に相応しい商品を決定する。

## <委員からの主な意見>

### (1)商品提供数の上限について

- ・商品提供数が36本以上になると運用不指図率が増えるとの調査結果があることから、上限を35本とすることには一定の妥当性がある
- ・企業型DCと個人型DCの目的は同じであり、個人型DCも企業型DCに合わせた基準とすべき
- ・商品ラインナップについては商品の質が重要であり、商品の質を確保するために、一定の基準を設けることも必要
- ・商品全体のラインナップの考え方等については、加入者に対する忠実義務の観点からもきちんと説明されるべき

# 1-3. 第6回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

## (2)デフォルト商品基準について

- ・DC運用についてもインフレリスクを考慮する必要があり、個人が自身で物価上昇を上回る運用を行うことが求められるため、元本確保型を採用する場合は妥当かどうかを労使で議論して決める必要がある
- ・デフォルト商品の選定に際して、事業主と運営管理機関は加入者に対する忠実義務の観点からも説明義務があり、その義務を明文化すべき

## <今後の予定について>

- ・本日の議論等を踏まえ、商品提供数の上限及びデフォルト商品基準等についてのまとめが行われる予定です。なお、次回開催時期等は明らかにされておりません。

## <参考資料>

◎当専門委員会に関する資料については以下をご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

◎法律の概要「三菱UFJ年金ニュースNo.410「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布」」

[https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews\\_2016\\_140.pdf](https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2016_140.pdf)

# 1-4. 第7回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

- ・「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」について、報告書(案)を提示

～以下、メールマガジン「第7回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について(5/19)」  
転載～

5月19日、第7回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会が開催されました。商品提供数の上限及びデフォルト商品基準等について、前回提示された事務局案を基に「報告書(案)」が提示されました。各委員からいくつか意見が出されましたが、大筋合意の方向で議論が行われ、次回委員会にて決着する見込みです。

## <報告書(案)の主な内容>

### (1)商品提供数の上限について

- ・企業型DCの商品提供数の上限を「35本」とすることが適当である。
- ・上限一杯まで設定するというのではなく、加入者が真に必要なものに限って運用商品が提供されるよう、運営管理機関と労使が主体的に提供商品を設定し、また見直していくことが求められる。
- ・個人型DCについても、上限を「35本」とすることが適当である。
- ・運用商品提供数の上限について経過措置終了後の一定期間経過後に、再度検討を行うことが適当である。
- ・運用商品の数え方については、加入者が選択するものが年齢に応じて一意に決まるターゲットイヤー型のみ、まとめて1本と数える。
- ・運用商品の提示にあたって併せて講じる措置として、個々の商品の選定理由に加え、運用商品の全体構成に関する説明を行うなど、運用商品の見せ方を工夫することが適当である。

### (2)デフォルト商品基準について

- ・DC改正法のデフォルト商品基準は、DC制度の本旨に則った、高齢期の所得確保に資する運用として、指図しない加入者に適用しても適切なものとなるよう、運用方法が目指す目的を定めたものである。
- ・デフォルト商品の選定・提示にあたっては、労使や運営管理機関等において、法の目指す目的を踏まえ、加入者集団のリスク許容度や期待収益等を考慮・検討しながら、デフォルト商品に相応しい商品を決定することが適当である。
- ・デフォルト商品が適用された後においても、加入者に継続的な情報提供や働きかけを行っていくことが適当である。

## <委員からの主な意見>

- ・商品の選定に際しては、商品の質が大切であることを明記した方がよい
- ・個別商品の選定理由を加入者に提示することを明記した方がよい
- ・労使が成すべきことを明確に明記した方がよい
- ・当委員会の議論の方向性及び方針をまとめとして最後に記載した方がよい

# 1-4. 第7回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

## <今後の予定について>

- ・本日の議論等を踏まえ、「報告書(案)」の内容修正がなされ、次回の委員会で確定する見込みです。なお、次回の開催時期等は明らかにされておりません。

## <参考資料>

◎当専門委員会に関する資料については以下をご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

◎法律の概要「三菱UFJ年金ニュースNo.410「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布」

[https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews\\_2016\\_140.pdf](https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2016_140.pdf)

# 1-5. 第8回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

- ・「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」について、報告書(案)を了承
- ・企業年金部会へ報告後、政省令等整備される予定

～以下、メールマガジン「第8回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について(6/6)」  
転載～

6月6日、第8回確定拠出年金の運用に関する専門委員会が開催されました。商品提供数の上限及びデフォルト商品基準等について、前回提示された「報告書(案)」を基本として、各委員の意見が追記された「報告書(案)」が再度提示され、了承されました。これをもって、当委員会での検討は終了となり、企業年金部会へ報告された後、政省令等が整備される予定です。

## <報告書の主な内容>

### 【加入者による商品選択への支援】

#### (1)商品提供数の上限について

- ・企業型DCの商品提供数の上限は「35本」とすることが適当である。
- ・個人型DCについても、上限を「35本」とすることが適当である。
- ・加入者の商品選択行動や選択商品の状況、商品提供数の影響などについてモニタリングを行い、法施行に伴う経過措置終了後、一定期間後に、商品提供数の法令上の上限を再度検討することが適当である。

#### (2)商品の数え方

- ・加入者ごとにその年齢に応じて選択するものが一意に決まるターゲット・イヤー型の商品に限っては、まとめて1本と数えることが適当である。

#### (3)商品の選定の際に留意すべき事項

- ・上限一杯まで設定するというのではなく、加入者が真に必要なものに限って商品が提供されるよう、運営管理機関と労使が主体的に提供商品を設定し、また定期的に見直していくこと。
- ・事業主や運営管理機関は忠実義務に則り、商品を厳選するに当たっては、商品全体のラインナップが加入者の高齢期の所得確保の視点から見て、バランスのとれたものであること、商品が加入者の効果的な運用に資するよう、個々の商品の質(手数料含む)を十分吟味し、その選定理由を説明すること。

#### (4)商品の提示に当たって併せて講じる措置

- ・個々の商品の選定理由に加え、商品の全体構成に関する説明を行うことが適当である。
- ・運営管理機関等において、投資信託の種類(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券等)、パッシブ・アクティブの区分などの提示の工夫を促すことが適当である。

#### (5)商品の除外の際に実務上留意すべき事項

- ・除外する商品を決定する考慮要素(信託報酬の水準、運用成績、商品の除外後の商品全体の構成、手数料等)や加入者への情報提供の内容等の必要な周知を行っていくことが適当である。

# 1-5. 第8回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

## 【商品を選択しない者への支援】

### (1)デフォルト商品の基本的な考え方と基準について

- ・DC改正法のデフォルト商品規定は、DC制度の本旨に則った、高齢期の所得確保に資する運用として、指図しない加入者に適用しても適切なものとなるよう、目指す目的を定めたものである。
- ・長期的な観点から、経済事情の変動により生ずる損失の可能性に関し、加入者集団にとって必要な考慮がなされていること。
- ・デフォルト商品により見込まれる収益が損失の可能性との関係で合理的であることを説明できるものであって、加入者集団にとって必要な収益の確保が見込まれるものであること。
- ・デフォルト商品に係る手数料等が、見込まれる収益に照らして過大でないこと。

### (2)デフォルト商品の設定プロセスについて

- ・選定・提示に当たっては、労使や運営管理機関等において、法の目指す目的を踏まえ、加入者集団のリスク許容度や期待収益等を考慮・検討しながら、デフォルト商品にふさわしい商品を決定することが適当である。

### (3)加入者への情報提供等について

- ・デフォルト商品が適用された後においても、商品を変更して運用の指図を行うことができることについて、加入者に継続的な情報提供や働きかけを行っていくことが適当である。

## <委員からの主な意見>

- ・今後は商品選定やデフォルト商品等について、労使での話し合いや労使合意がより重要となる。
- ・運営管理機関や金融機関の忠実義務、受託者責任がより重要となる。

## <参考資料>

◎当専門委員会に関する資料については以下をご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

◎法律の概要「三菱UFJ年金ニュースNo.410「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布」」

[https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews\\_2016\\_140.pdf](https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2016_140.pdf)

## 2. 退職給付会計関連

---

## 2-1. ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論を再開

- 退職給付債務算定上の割引率の設定について、恒久的な取扱いを定めるための議論を再開

～以下、メールマガジン「ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論を再開(5/24)」転載～

5月23日にASBJ(企業会計基準委員会)の退職給付専門委員会が開催されました。退職給付債務算定上の割引率の設定に関しては、3月に実務対応報告が出され、平成29年3月期から向こう1年間の時限的取扱い(「利回りの下限をゼロとする方法」、「マイナス利回りをそのまま適用する方法」のいずれも可とする)が示されましたが、恒久的な取扱いを定めるための議論が再開されたわけです。

会議では、平成30年3月期に対応できるように、年内にも結論を出すというスケジュールが示されました。

時限的に認められている2つの方法の賛否については委員間での意見が分かれており、どちらとなるか、あるいは時限的な取扱いが継続されるかは予断を許さない状況です。



## 2-2. 平成29年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果

- 平成29年3月期決算は、約8割の企業で積立状態が改善
- 退職給付に係る調整累計(未認識数理計算上の差異等)は、損失が大幅に減少

三菱UFJ年金ニュースNo.440(5/31)

### ポイント

- 3月決算の上場企業のうち、前年度の退職給付債務残高上位300社(IFRS・米国会計基準適用企業を除く)を対象に、平成29年3月期(2016年度)の決算短信情報から、退職給付会計数値を集計しました。(上場企業全体の44%、IFRS・米国基準を除く企業の69%のカバレッジ(2015年度の退職給付債務ベース))
- 結果は以下のとおりです。
  - 積立状況は平均344億円の積立不足※(前年度比約40億円減約8割の企業で積立状態が改善)  
改善の原因は、年金資産のパフォーマンスが期待運用収益率を上回ったことと推測される
  - 退職給付に係る調整累計(未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の残高)は、損失が大幅に減少(1社当たりの損失は12億円)

決算短信では開示情報が限られます。詳細な分析は有価証券報告書の開示情報を基に8月以降にご紹介します。

(※)「退職給付に係る負債」が計上されている場合“積立不足”、「退職給付に係る資産」が計上されている場合“積立超過”と呼ぶ。両建てで計上されている場合は、「退職給付に係る負債」と「退職給付に係る資産」を相殺して分析している。

## 2-2. 平成29年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果

### 積立状況は改善

- ✓ 「退職給付に係る負債」と「退職給付に係る資産」の差額(図表の(A)－(B))で退職給付制度の積立状況を分析すると、2016年度は、調査対象とした300社合計で10.3兆円(1社当たりでは344億円)、前年度に比べ積立不足が10.5%減少しました。
- ✓ 積立状況は、ほとんどの企業で改善しています。積立状況が改善した企業は79%におよび、積立状況が悪化した企業は21%にとどまっています。
- ✓ 積立状況改善は、年金資産が順調なパフォーマンスを示したことが主因と考えられます。割引率に関しては注記がないため断言はできませんが、期末の国債の利回りは前期に比べ若干上昇しており、退職給付債務を増加させる要因とはなっていないと考えられます。

○貸借対照表計上額の状況

(単位:億円、%)

	合計額		1社当たり		増減率
	2015	2016	2015	2016	
退職給付に係る負債(A)	146,079	143,312	487	478	▲ 1.9
退職給付に係る資産(B)	30,661	40,005	102	133	30.5
(A)－(B)	115,418	103,307	385	344	▲ 10.5

○積立状態の変化

(単位:社、%)

		社数	構成比
積立超過	拡大	48	16.0
	縮小	7	2.3
	合計	55	18.3
積立不足	縮小	189	63.0
	拡大	56	18.7
	合計	245	81.7
積立状況	改善	237	79.0
	悪化	63	21.0
	合計	300	100.0

(注)積立超過、積立不足の判定は、2016年度末の状態。積立超過の拡大には積立不足から積立超過、積立不足の縮小には積立超過から積立不足への変化が含まれる。

## 2-2. 平成29年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果

### 大幅な数理計算上の差異(利益)が発生

- ✓ 2017年3月までの1年間の年金資産のパフォーマンスは、3~4%程度と期待運用収益率(前年度と変わらないと仮定すると2%弱)を上回ったと考えられます。
- ✓ 年金資産のパフォーマンスが期待運用収益を上回ると、数理計算上の差異(利益)が発生します。発生した数理計算上の差異(及び過去勤務費用)は、包括利益計算書に“退職給付に係る調整”として計上されますが、2016年度は8,845億円(1社当たり29.5億円)の利益となっています(※)。また、貸借対照表の自己資本に計上される“退職給付に係る調整累計”は3,596億円(損失)と前年度の1兆2,494億円から大幅に減少しています。
- ✓ フローである“退職給付に係る調整”が利益だった企業は85%に達しています。一方、ストックである“退職給付に係る調整累計”が利益となっている企業は25%に過ぎませんが、退職給付の状況は全般的に改善傾向を示していると言えます。

(※)包括利益計算書に計上される“退職給付に係る調整”には、当年度に発生した額だけでなく、過年度に発生した額の一部(“退職給付に係る調整累計”として計上された額のうち組替処理される額)が含まれます。

#### ○退職給付に係る調整・同累計の状況 (単位:億円)

	2015		2016	
	金額	1社当たり	金額	1社当たり
退職給付に係る調整	▲ 24,193	▲ 80.6	8,845	29.5
退職給付に係る調整累計	▲ 12,494	▲ 41.6	▲ 3,596	▲ 12.0

(注)マイナスは損失

#### ○退職給付に係る調整・同累計の分布状況 (単位:億円、%)

		2015		2016	
		社数	構成比	社数	構成比
退職給付に係る調整	利益	27	9.1	249	84.7
	損失	269	90.9	45	15.3
	合計	296	100.0	294	100.0
退職給付に係る調整累計	利益	46	15.5	74	25.0
	損失	250	84.5	222	75.0
	合計	296	100.0	296	100.0

(注)合計社数は、数理計算上の差異等について発生年度に一括費用処理を行う会社等を差し引いた社数

## 2-3. ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論を再開その2

- 恒久的な取扱いを定めるための2回目の会議を開催するも、議論はやや難航

～以下、メールマガジン「ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論を再開その2(6/26)」転載～

6月26日にASBJ(企業会計基準委員会)の退職給付専門委員会が開催され、退職給付債務算定上の割引率について恒久的な取扱いを定めるための2回目の議論が行われました。

3月に公表された実務対応報告では、平成29年3月期から向こう1年間の時限的取扱い(「利回りの下限をゼロとする方法」、「マイナス利回りをそのまま適用する方法」のいずれも可とする)が示されましたが、再開後の議論ではいずれかの方法に決定することを目指しています。

ただ、会計基準自体がマイナス金利を想定していなかったこと、また、国際会計基準等でも統一された解釈が存在しないこと、などを背景に、議論は思うように進捗していません。また、2つの方法のどちらを支持するかは、意見が分かれており、結論を下すのは簡単ではないようです。

ASBJの計画では、平成30年3月期決算に対応できるように、年内の基準公表を目指していますが、そのためには、夏には公開草案の公表が必要となるため、議論時間に制約があります。また、委員の中には必ずしもどちらかの方法に限定する必要はないという意見もあり、どちらに決定するか、あるいは2つの方法を認めることが継続されるかも含め、予断を許さない状況と言えます。

## 3. その他

---

# 3-1. 厚年本体の平成28年度運用実績(弊社推計値)について

- 平成28年度の厚年本体利回り(弊社推計値)は5.6%

三菱UFJ年金ニュースNo.438(4/3)

## ポイント

平成28年度（H28.4.1～H29.3.31）の厚年本体の運用利回りは  
**5.6%**と推計されます。（弊社推計値）

### （留意事項）

- ✓ 上記の率は平成28年度財政検証に用いる最低責任準備金付利率に係る推計値です。（平成26年度財政決算からは「期ズレなし」が適用されました。）
- ✓ 例年8月頃に公表される実際の厚生年金保険本体の運用利回りとは異なる場合がありますので、取り扱いにはご注意ください。
- ✓ なお、第4四半期における時価変動以外のGPIFのポートフォリオ変動は織り込んでいないため、上記の率は実績と乖離する可能性があります。

## 厚年本体運用実績の推計方法

厚生労働省「平成24年度年金積立金運用報告書」、年金積立金管理運用独立行政法人「平成24年度業務概況書」、年金積立金管理運用独立行政法人HPより

	内容	推計方法
①市場運用分	年金積立金管理運用独立行政法人による市場運用	第3四半期までは公表値 第4四半期はベンチマーク収益率に基づき推計 (時価変動以外のポートフォリオの変動は見込まず)
②財投債引受け分	年金積立金管理運用独立行政法人による財投債運用(既引受分のみ)	過去の発行実績を基に全額満期まで保有する前提で推計
③財政融資資金預託金	年金特別会計で管理する積立金	コールレートをもとに推計

### 3-1. 厚年本体の平成28年度運用実績(弊社推計値)について

#### 最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率	期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
			4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—	—	—	—
平成10年度	4.15%	—	—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%	(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%	4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%	3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%	3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%	1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%	0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%	4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%	2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%	6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%	3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%	▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%	▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%	7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%	▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%	2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%	9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%	8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	5.6%(推計) ※	5.6%(推計) ※	11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	—	—	▲3.63%	5.6%(推計) ※	▲1.40%(推計) ※
平成30年度	—	—	5.6%(推計) ※	—	—

※ 実績値は例年8月頃に公表されます。

## 3-2. 人事院「民間の退職金及び企業年金の調査結果」公表について

- 退職給付制度がある企業は約9割、うち企業年金制度がある企業は約5割
- 国家公務員の退職給付額は民間企業の水準を上回る

～以下、メールマガジン「人事院「民間の退職金及び企業年金の調査結果」公表について(4/20)」  
転載～

4月19日、人事院が民間企業規模50人以上の4,493社について、退職給付制度の状況や平成27年度退職者の給付額等の調査結果を公表しました。

この調査結果によると、退職給付制度がある企業は92.6%で、そのうち退職一時金制度がある企業は88.0%、企業年金制度がある企業は51.7%でした。企業年金制度の内訳は、確定給付企業年金53.4%、確定拠出年金(企業型)37.7%、厚生年金基金19.4%です。退職一時金と企業年金を合わせた退職給付額は、約2,459万円となっています。なお、国家公務員の退職給付額は、約2,537万円で、民間企業との差は約78万円でした。

平成23年度調査では、国家公務員の退職給付が民間水準を約403万円上回っており、差は縮まったものの、依然官民の格差があるとして、人事院は、官民均衡の観点から国家公務員の退職給付水準について見直しを行うことが適当である旨、見解を示しました。これを受け、今後政府は国家公務員の退職手当の引下げが適当かどうか検討するものと思われます。

### <参考資料>

◎民間の退職金及び企業年金の調査結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解の概要

<http://www.jinji.go.jp/nenkin/H28/gaiyou28.pdf>

◎民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解について

<http://www.jinji.go.jp/nenkin/H28/honbun28.pdf>

◎参考資料

<http://www.jinji.go.jp/nenkin/H28/sankou28.pdf>



### 3-3. 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について (平成29年度)

- 平成29年度の解散厚年基金の分割納付特例に係る利率は0.01%

三菱UFJ年金ニュースNo.439(5/2)

#### ポイント

平成29年度（H29.4.1～H30.3.31）に分割納付特例を認可されて解散する厚年基金（自主解散型および清算型）について、分割納付する額に係る利率が公表※されましたのでご案内します。

分割納付に係る利率 **0.01%**

※ 平成29年4月27日厚生労働省告示  
第184号(自主解散型加算金利率、平成26年厚生労働省告示第210号の一部改正)、  
同185号(清算型加算金利率、平成26年厚生労働省告示第211号の一部改正)

#### 分割納付に係る利率

- ✓ 上記の利率は、以下①②のいずれか低い率を基準に設定されます。  
ただし、平成28年度からは、当該いずれか低い率を%単位で小数点以下2桁に端数処理した結果、零以下となる場合には0.01%とするよう見直され、これが適用されます。

① 毎年4月の10年国債応募者利回り (平成29年度は 0.064%)

② 前年度の10年国債応募者利回りの平均 (平成29年度は▲0.038%)

### 3-3. 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について (平成29年度)

#### 解散認可等の年度に応じた利率

- ✓ 分割納付に係る利率は、解散認可または清算未了特定基金型納付計画の承認(以下、「解散認可等」)の年度に応じて、以下の通り定められます。  
(分割納付期間にわたり、固定)

解散認可等の年度	26年度	27年度	28年度	29年度
分割納付に係る利率	0.63%	0.37%	0.01%	0.01%

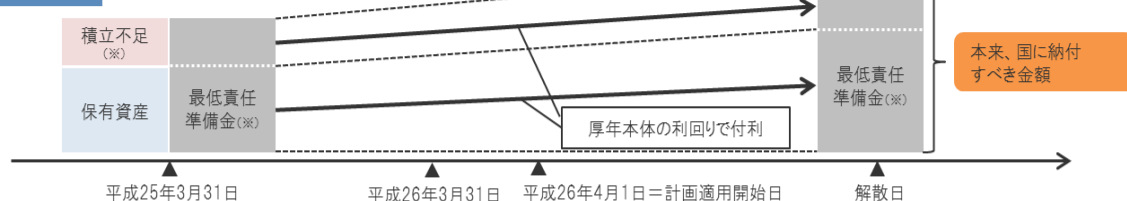
#### (ご参考)解散計画提出時の特例的取扱い

- ✓ 解散計画を提出した代行割れ基金が分割納付特例を承認された場合、解散時に国に納付する最低責任準備金相当額のうち「解散計画適用開始日における不足相当額」に対する付利率を、解散計画適用開始日に遡って上記の利率とすることができます。(代替手法)

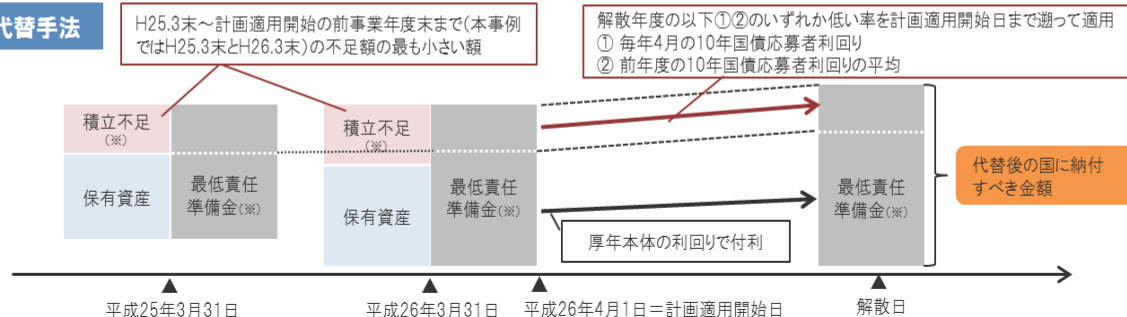
(例)平成26年4月1日適用開始の解散計画を提出した場合

(注)納付額特例を使用する先は使用不可

#### 本来手法



#### 代替手法



(※) 解散時の最低責任準備金の算定方法に基づく債務額および積立不足額で算定する必要あり

## 3-4. 平成29年3月末の企業年金の資産残高等について

- 平成29年度3月末の確定給付型企業年金の資産残高は79兆円、前年度比4.4%減少
- 確定拠出年金(企業型)の資産残高は10兆円、前年度比9.9%増加

～以下、メールマガジン「平成29年3月末の企業年金の資産残高等について(5/24)」転載～

信託協会が生保協会・JA共済連・運営管理機関連絡協議会と共同で平成29年3月末現在の企業年金についての概況を取りまとめ、公表していますのでご案内いたします。

### (1) 企業年金(確定給付型)の受託概況(平成29年3月末現在)

○受託件数 13,650件 (対前年比2.1%減)

【内訳】厚年基金:110件 (同57.0%減)

DB年金 :13,540件 (同1.1%減)

○資産残高(時価)78兆5,144億円 (同4.4%減)

【内訳】厚年基金:19兆714億円 (同21.2%減)

DB年金 :59兆4,429億円 (同2.7%増)

○加入者数 957万人 (同8.8%減)

【内訳】厚年基金:139万人 (同45.3%減)

DB年金 :818万人 (同2.9%増)

→ 厚年基金受託件数の大幅減を受け、全体の資産残高は減少しています。  
なお、DB年金については加入者数が増加しております。

### (2) 確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成29年3月末現在)

○規約数 5,236件(対前年比7.4%増)

○資産額(時価) 10兆4,794億円(同9.9%増)

○加入者数 592万人(同7.8%増)

→ 規約数は増加しており、制度普及が進んでいると言えます。

URL

・企業年金(確定給付型)の受託概況(平成29年3月末現在)[信託協会HP]

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news290523-1.html>

・確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成29年3月末現在)[信託協会HP]

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news290523-2.html>

## **4. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴 (平成29年4月～平成29年6月)**

---

## 4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成29年4月～平成29年6月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成29年 4月	厚年本体の平成28年度運用実績(弊社推計値)について	○			
	第4回 DCの運用に関する専門委員会の開催について		○		
	第5回 DCの運用に関する専門委員会の開催について		○		
	人事院「民間の退職金及び企業年金の調査結果」公表について				○
平成29年 5月	解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について(平成29年度)		○		
	第6回 DCの運用に関する専門委員会の開催について		○		
	第7回 DCの運用に関する専門委員会の開催について		○		
	ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論を再開			○	
	平成29年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)				○
	平成29年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果			○	
平成29年 6月	第8回 DCの運用に関する専門委員会の開催について		○		
	ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論再開その2			○	

- 
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
  - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
  - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
  - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
当社営業担当者へご照会ください  
(受付時間: 9:00~17:00(土日・祝日除く))